

◎ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照表
 ○ 租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律（平成二十二年法律第八号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）</p> <p>第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法人税関係特別措置^{（一）}ごとの高額適用法人（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場^{（二）}合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額（以下この号において「高額適用額」という。）に該当する適用額が記載された適用額明細書を提出した法人をいう。）の報告書が用法人コード（法人ごとに当該法人を識別することができないようにするために付される番号、記号その他の符号であつて、各会計年度を通じて用いられるものをいう。）及び当該高額適用額に該当する適用額。ただし、租税特別措置法第四十二条の三の二の規定による法人税関係特別措置にあつては、高額適用額とする。</p> <p>三 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>	<p>（適用実態調査の結果に関する報告書の作成及び提出）</p> <p>第五条 財務大臣は、毎会計年度、次に掲げる事項を記載した適用実態調査の結果に関する報告書を作成しなければならない。</p> <p>一 〔略〕</p> <p>二 法人税関係特別措置^{（一）}ごとの高額適用額（第三条の規定により提出された適用額明細書に記載された当該法人税関係特別措置の適用額について最も大きいものから順次その順位を付した場合における第一順位から第十順位までに該当する各適用額をいう。）</p> <p>三 〔略〕</p> <p>2 〔略〕</p>

